資料７

「みんなのお店ひろしま」宣言事業について

シンボルマーク

健康福祉局障害福祉部障害福祉課

「みんなのお店ひろしま」宣言とは？

【事業概要】

本市では、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消に取り組み、障害のある人もない人も住み慣れた地域で支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共につくる「まち」広島の実現を目指している。

その一環として、令和３年１１月から、障害者が安心してサービスを利用できるよう積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者を募集し、当該事業者を「みんなのお店ひろしま」宣言店として、市ホームページに掲載し応援する事業を実施している。

【対象となる事業者】

広島市の区域内で事業を行う事業者（飲食店、小売店など）

（対価を得ない無報酬の事業を行うもの、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人を含む。）

宣言店になるための要件

3つの心構えを掲げ、取組項目のうち1つ以上を実践していること。

【3つの心構え】

- 入店・サービス拒否をしません
- 合理的配慮を提供します
- 心のバリアフリーを大切にします

【取組項目】

- 情報保障・意思疎通
  （例：筆談での対応、点字メニューの用意など）
- 施設整備
  （例：店舗入り口のスロープやトイレ内の手すりの設置）
- 環境整備
  （例：筆談ボードの設置、車いす席の確保、従業員への研修）

現状

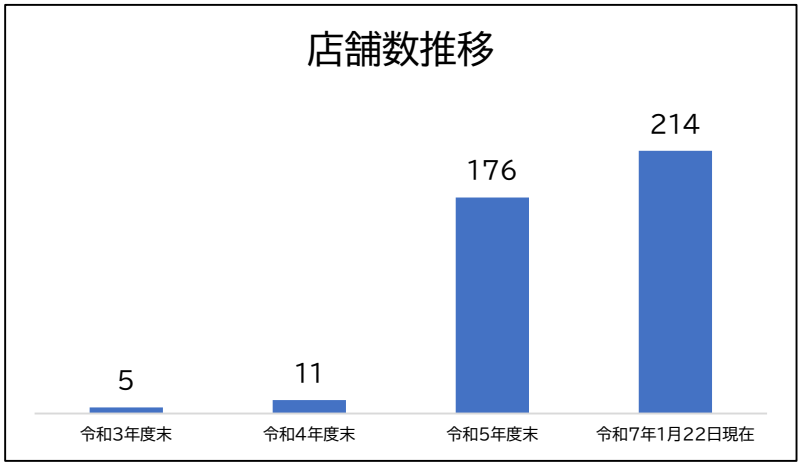

【増加要因】

- 令和5年度
  市内郵便局162店舗が加入
- 令和6年度
  株式会社フジ系列のスーパーマーケット
  34店舗が加入

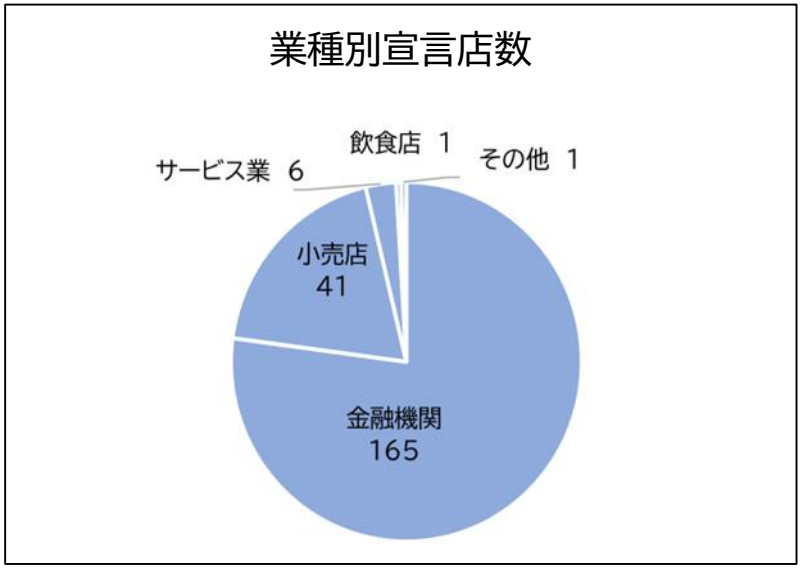

【内訳】

- 金融機関(165店舗)
  - 市内郵便局…162
  - もみじ銀行…3
- サービス業(6店舗)
  - 理・美容室…5
  - パソコン修理店…1
- 小売店(41店舗)
  - スーパーマーケット…34
  - 和菓子店…4
  - 無印良品…2
  - 生花店…1
- 飲食店(1店舗)
  - カフェ…1
- その他
  - 地区社協…1

現状の分析

【現状の問題点】

①系列店を除くと、宣言店数は少ない

②宣言店となっている業種が少ない

【考えられる要因】

①これまで実施してきた事業者へのチラシの送付や、商店街や商工会等を対象とした周知活動が、効果的な手法ではない。

②宣言店となることにメリットがなく、事業者が積極的に宣言したいと思える事業になっていない。

⇒　宣言店を増やし、幅広い業種に広げていくためには、現行の事業の課題を整理し、その対応策を講じる必要がある。このため、次ページ以降のとおり、他自治体や事業者等に対し調査を実施した。

調査①（他自治体への照会）

同様の取組を行っている他自治体（A市、B市、C市）に、宣言店数が伸び悩んでいる本市の状況を伝え、各自治体が実施している登録事業者数を増やすための取組等について、照会した。

【照会先の状況】

	A市	B市	C市
登録店舗数（令和6年7月末）	408店舗	28店舗	80店舗
要件	心構え	心構えと取組（心構えだけでも登録可）	心構え
登録を増やすための取組	・ローラー作戦 ・多数の店舗を持つ事業者を登録	・専用インスタグラム開設 ・市の広報紙への掲載	・飛び込み営業 ・多数の店舗を持つ事業者を登録

【他自治体の意見】

・広島市では環境の整備の取組が要件となっており、申請のハードルが高い。…自治体①
・登録事業者数を増やすには、事業者に対し個別に事業の説明を行うことが、効果的である。…自治体②

調査②（事業者等への意見聴取）

宣言店となっていない事業者及び広島市障害者差別解消支援地域協議会の委員に、宣言店が増えない要因と増やすためにどのようなことが考えられるか、意見照会した。

意見聴取先	意　見
宣言店となっていない事業者	・ 福祉の貢献に関心があっても、合理的配慮や環境の整備について理解できていない。…事業者① ・ 事業自体に登録したいと思えるメリットがない。事業者が考えるメリットは、社会貢献をしているという企業イメージである。 …事業者②
広島市障害者差別解消支援地域協議会委員	・ 何らかの取組をしていても、宣言するだけのことができているのか、事業者自身では判断ができない。…委員① ・ 自薦以外に、利用者からの他薦による方法があると良い。…委員② ・ 大手企業にCSR（企業の社会的責任）の観点から働きかけ、大手企業から宣言店を広げていくことも方法の一つと考える。…委員③ ・ 近年、SDGsやCSR等で、企業の社会貢献意識は高くなっている。本事業の趣旨が伝われば、積極的な参加が見込めるのではないか。…委員④

課題と対応の方向性の整理

現状の分析や調査結果等を踏まえ、下記のとおり、課題と対応の方向性を整理した。

	課　題	対応の方向性	参考意見
A	**申請要件が「心構え」だけでなく、「取組項目」もある**ため、申請するハードルが高い。	要件の見直し	自治体①
B	事業者が事業を知らない場合などに、**自薦は応募につながらない。**幅広く宣言店を増やしていくには他薦も必要。	応募の仕組みの見直し	委員①②
C	**合理的配慮の提供や環境の整備について、よく理解できていない**事業者が多い。	要件説明の見直し	事業者① 委員①
D	事業者が宣言店になることに**魅力を感じていない。**	魅力の向上	事業者② 委員③④
E	事業の**周知広報だけでは、宣言店数の増にはつながらない。**	仕掛けの工夫	自治体② 委員③

対応案

今後取り組むべき対応案を下記のとおり、整理した。

	対応の方向性	具体的な対応の内容	必要なこと
A	要件の見直し	「取組項目」に、**「その他：障害のある人が安心してサービスを利用できる取組」を新設**する。	要綱改正 マニュアル改訂
B	応募の仕組みの見直し	**他薦制を導入**し、推薦された事業者には、本市から制度の説明や参加の意向確認を行う。	
C	要件説明の見直し	事業者向けマニュアルに「取組項目」の**具体例を分かりやすく記載する**ほか、**市政出前講座のお知らせを掲載**することで、事業者の受講を促し、将来的な応募につなげる。	マニュアル改訂
D	魅力の向上	市ホームページや事業者向けマニュアルに**本事業とSDGsとの関連性**を記載する。	
E	仕掛けの工夫	本市の包括連携協定先やCSR活動に熱心な大手企業等を**個別訪問し、制度の説明、応募の依頼を行う。**	-

今後のスケジュール

令和7年2月　　協議会の意見を踏まえて要綱改正、
マニュアルの改訂案を検討

令和7年3月　　事業者向けマニュアルを改訂・印刷

令和7年4月　　改訂後の事業者向けマニュアルの配付開始
市ホームページやSNS等を活用した周知広報の実施
障害者団体や協議会委員の協力も仰ぎ、事業者への
働きかけを実施